

■ 第4回新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：平成26年7月11日（金）

午後3時5分～午後5時10分

場所：新潟市役所 第1分館6階601会議室

（司会：斎藤市民相談室長）

皆さん、お待たせいたしました。ただいまから、第4回新潟市人権教育・啓発推進委員会をはじめさせていただきます。

なお、本日、高橋委員からご欠席の連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。

本日、大変ご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

私、事務局の広聴相談課の斎藤と申します。今年4月の異動で前任の武者の後任として、市民相談室長をやっております。1年間、よろしくお願ひします。また、本日、司会を務めさせていただきますが、不慣れなものですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、広聴相談課長の佐藤より、ごあいさつを申し上げます。

（佐藤広報相談課長）

広聴相談課長の佐藤です。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

今回は、昨年度に引き続きまして、4回目の委員会ということになりますが、よろしくお願ひいたします。昨年度の委員会では、委員会の趣旨、方向性をご説明させていただいて、市民意識調査の質問項目についてご議論いただき、その後、調査を実施し、調査結果につきまして、報告させていただいたという次第になっております。

本日の会議ですけれども、委員会で議論いただきました内容や市民意識調査の結果を踏まえて、本市の庁内の人権教育・啓発推進会議の各部署に、今の計画の見直しを依頼し、取りまとめた事務局案につきまして、本日、意見交換をさせていただきたいと考えております。皆様からは、昨年度に引き続きまして、専門的なお立場から、また市民の代表としてご意見をいただきたいと思いますと思っております。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

（司会：斎藤室長）

それでは、この委員会につきましては、公開することといたしておりますので、本委員会の傍聴に関する要領に基づきまして、手続きをしたいと思ひます。本日、傍聴者は1名でございます。

また、今回の会議録も、市ホームページに掲載する都合上、録音させていただいております

ので、どうぞよろしく申し上げます。

では、資料の確認をお願いいたします。最初に、次第、資料1として席次表と裏側が名簿というものがございます。資料2「新潟市人権教育・啓発推進計画（案）」につきましては、事前に郵送させていただいてございます。資料3「人権教育・啓発推進委員会関係スケジュール」とした一枚の資料がございます。あと机上に参考として、とりまとめいたしました「平成25年度新潟市人権施策の実施状況」と「平成26年度新潟市人権施策の実施計画」を、参考までにご覧になっていただければと思います。以上でございますが、揃っておりますでしょうか。

それでは、本日の会議は午後5時を終了と予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。議事につきましては、相庭委員長に進行をお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

（相庭委員長）

それでは、議事進行を務めさせていただきます。本日は、どうもお集まりいただきありがとうございました。また、駐車場が混み合う中、大変だったと思います。ご苦労さまです。

それでは、議事内容に則して進行していきたいと思っております。まず、議事（1）事務局からの説明で、「新潟市人権教育・啓発推進計画（案）」についてです。よろしくをお願いいたします。

（事務局：加藤）

広聴相談課市民相談室の加藤です。昨年度に引き続きまして、今年もよろしく申し上げます。私のほうで説明させていただきます。

次第3（1）事務局からの説明ということで、資料2「新潟市人権教育・啓発推進計画（案）」について説明させていただきます。この計画案は事務局案になりますが、見直したポイントについて説明申し上げます。その後、皆様からお気づきのことや忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。なお、資料3の「人権教育・啓発推進委員会関係スケジュール」がございますけれども、最終案作成まで本日の第4回委員会、あと9月に予定しています第5回委員会、11月の第6回委員会の3回を一応、予定しております。

では、見直しのポイントについてということで、計画案のページを追うような形で説明をさせていただきます。

資料2の表紙、それから1ページの「はじめに」というところになりますが、現在の人権教育・啓発推進計画につきまして、方向性に大きな変更はないと考えておりますので、一からの策定ということではなくて、見直しということで、表紙にありますように改訂版という形で作ってございます。そして、「はじめに」というところでも改訂しますということで締めくくりしています。

資料の2ページから3ページにかけてですけれども、策定の背景ということで、現在の人権計画に記載後の世界、国内の動きなどを追加しまして、現在の情勢に則した記載としております。

4ページから11ページですが、こちらにつきましては、人権に関する市民意識調査の結果になります。昨年度、実施しました結果を基に、平成18年に実施しました前回の意識調査と経年比較を盛り込んだ形で策定してございます。表示の方法も何パーセントと数字表示をしております。また、グラフも経年比較という形としております。ただ、申し訳ないのですけれども、このグラフの中の表題のところは図1とか、図2とかあるのですけれども、こちらについては削除する予定で検討しております。

12ページから13ページには今後の課題でございます。こちらにつきましては、人権の調査結果からは、「人権侵害を受けたことがある」、「今の日本は人権が守られていない」の回答が、いずれも前回の調査に比べ減少しているという事実はありますけれども、人権問題自体は一層複雑化、多様化しており、今後も人権への関心の喚起と人権施策の取組みが課題としております。策定の趣旨と位置づけについて、12ページの後半から13ページとなるのですが、こちらが現在の新潟市の総合計画のことが記載されている部分なのですけれども、新しく策定中の計画の項目の現段階の案、今、検討されている案を記載してございます。それに基づいて修正しておりますが、当然、策定中ですので変更があれば、この部分の言葉が変わる可能性はあるということでございます。

それから、15ページから17ページにかけて、この計画の基本的な視点という部分がございます。こちらにつきましては、基本は変わらないのですけれども、15ページのところの赤字にあるのですけれどもエンパワーメントを。エンパワーメントというとは何だろうということもありますので、要約した形でその言葉を盛り込んだということでございます。

それから、少し飛びますけれども、21ページから22ページにかけてになります。相談制度の充実という部分です。先ほども申し上げましたが、人権問題が多様な形で起きているということから、相談体制の専門化を図っているという部分を記載してございます。

24ページから44ページになるのですけれども、こちらが各分野における内容が記載してございます。こちらにつきましては、先ほど、課長のあいさつでも申し上げましたが、基本的には各所属に新計画案の検討を依頼しまして、修正をしていただいたということでございます。そこに人権の調査の結果を盛り込んだということです。各所属にお願いしたいことは、修正案という部分と、国内外、本市の動きや現計画記載の事業とか、その関連数値があるのであれば、そういうものも含めて見直すようお願いしました。また、各所属の計画との整合性を図るようお願いしております。それから、3点目として、昨年度、実施した人権の意識調査の結果、

それから平成 23 年度に開催しました、人権教育・啓発推進懇談会があるのですけれども、その提言書というものをいただいておりますので、それも各所属に配付しまして、これらを含めて参照して、見直すように依頼しております。また、各分野のみでなく、全体を見て用語解説や修正意見も求めています。

ここでの表記の問題なのですけれども、人権の調査の部分なのですが、4 ページから 11 ページまでは何パーセントというような数値表示とグラフの経年比較ということにしていたのですが、調査の結果を事細かに掲載するというよりも、傾向を示すのにどちらのほうが見やすいかということ考えたときに、何割という形の表記のほうが見やすいのではないかとということで、こちらの部分は何割という形で表記しております。グラフにつきましても、今は経年比較の形で載せてはいるのですけれども、ここもご意見をいただきたいところなのですが、全体が見にくくなるということで、今回の調査のみという形に整理したらいかがかと考えております。

それと、基本的に各分野の質問が、1 番目が、これこれの人権侵害と思うことは何かと。2 番目として、セットのような形で、人権を守るために必要なことは何かというような聞き方になっているのですけれども、このグラフの記載については、一番最初の人権侵害と思うことということだけを記載したらどうかと考えております。

それから、45 ページ、計画推進に向けてというところでございます。こちらでは庁内推進体制の整備ということで、当初の現計画では、整備という言葉を使っていたのですけれども、これを充実に修正しました。今後も庁内体制の充実に図りながら、協力、連携を推進していくということで修正をしました。

それから、3 番目の計画の評価と見直しの部分ですが、今まで総合計画の終わりの年に合わせていたのですけれども、総合計画は 8 年の予定なのですが、人権を取り巻く国内外の動向や情勢が変化しているということがございますので、これらの諸情勢に対応するために、新たな人権の計画については、5 年後を目標年次というような形で定めて記載してございます。ですので、前回同様に総合計画との始まり、終わりが合うということではなくて、こちらの計画は 5 年をめぐりにするという形で、新たに盛り込みました。計画の見直しについては、定期的に人権調査を実施のうえ、見直しを行うこととして、この委員会を開催しながら、ご意見を聞きながらということで進めていきたいとしております。

47 ページ以降が用語解説ということでございますが、こちらの説明は省略させていただきたいと思っております。ざっとですけれども、ページを追っての事務局の説明ということでさせていただきました。

(相庭委員長)

ありがとうございました。それでは、事務局から説明がありましたが、本日はこの計画を見

て、皆さんからご意見、ご感想をいただくという予定です。ですので、最初に全体を通して意見をもらって、その後、各計画案のページ順に意見をいただくという流れだと考えております。まず、全体を通していかがでしょうか。どの委員からも結構でございますので、お気づきの点を出していただきたいと思います。

(室橋委員)

実は、第1回のこの会議でも政令市比較、それから県内比較の比較表を出していただいて、その中で若干議論させていただいたことなのですが、総合計画と個別計画との関係の中で、位置づけられるべき言葉があるのだらうと思っています。それが端的に出てくるのは、「はじめに」のところの上から6行目に、これが侵害されたときの「侵害」という言葉がありまして、このことも議論がございまして、差別という言葉を引きちんと位置づけて、全体の基調に持っていくべきだと思っています。どういうことかということ、憲法に規定された基本的人権は侵害してはならない。それを補うための推進法が個別法としてできあがって信頼され、なおかつ差別されるようなことがあってはならないということで、推進法ができたという、憲法と個別法との関係。同じように市の総合計画が大きくあって、その総合計画の中で人権は侵害してはならないと。もっと発展させようと。そうは言っても、差別される事象が後を絶たないということで、それをもっとなくしていこうということで、この個別計画は設定されているわけですから、大きな意味で、伊原委員が第1回目の委員会の中でご指摘されたとおり、大きな意味で信頼ということは十分承知しておりますし、そのうえでさらにこの計画の趣旨は、差別をなくしていくことに力点があるものですから、こここのところのニュアンスを、差別という言葉を引きちんと入れられるように、なくしていくという方向性を明らかにしていくことが必要かと思っています。全体を通しての意見です。

(相庭委員長)

今のご意見についていかがでしょうか。

(事務局：加藤)

「はじめに」の部分で何らかの表現をしたほうがよろしいというご意見ですか。

(室橋委員)

基調としてなっているものですから、「はじめに」のところがいいのではないかと思います。ほんの一言だけなのです。

(相庭委員長)

室橋委員がおっしゃっているのは、人権は大事であって、人権が守られてこの社会は成立しているのだということは当たり前の話で、それが実際の生活においては、侵害されているというのはどういうことかということ、具体的には差別だというわけです。上位法ではないのですが、

憲法においての人権保障というものと、そのもとに各法が作られて、そして今、行政システムが揃うと。そうすると、一番システムは、人権を侵害しないようにしようという目標ではなくて、具体的に侵害されている事実に対して歯止めをかけるという法律ですから、だからそれはどういうことかという差別だと。ですので、差別的事象については、これを許さないという方向で「はじめに」の部分に打ち込んでもらいたいということが、室橋委員のご意見ではないかと今、お聞きしたのです。

(事務局：加藤)

そこは改めて検討させていただきます。

(相庭委員長)

ほかにはいかがでしょうか。全体ですが、書き込んだところは赤字で分かりやすく出ていますので、いかがでしょうか。

(事務局：斎藤室長)

前回の計画と見比べてもらうと分かるかもしれませんが、削った部分については、その言葉が言い変わったことで赤くなっている可能性もございます。単純に削った部分もあるかもしれませんが。

(事務局：加藤)

見え消しで消している部分などもございますが、その辺はわざと意図的に見え消しになっております。例えば、5ページのところですが、上から8行目、また、310件にも及ぶさまざまな自由意見うんぬんもございます。これは現計画には載っているのですけれど、これをあえて触れる必要はないのではないかとということで削ったものですが、ただ削ると分かりづらいということで、残した形で削っております。ただ、文中にある赤字につきましては、今、室長が申し上げましたように、言葉が置き換わっているもの、それから加えたものを含めて、変わっている部分が赤字ということになっております。

(相庭委員長)

いかがでしょうか。全体に大丈夫でしょうか。そうしましたら、今度は全体でなく、各計画のページ順ということで、ご意見をお伺いするということになるわけですが、ページ順といいますとどういった感じですか。全体のところを飛ばして、1ページから順番でいいわけですか。では、細かくということだと思いますので、1ページから順を追ってお気づきの点がございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(室橋委員)

2ページに入ってよろしいでしょうか。

2ページの世界の動きとなっております、これも3回目の会議の中でもお話し申し上げます

したけれども、条約第 27 条及び第 46 条の規定で、国内法が整備されているかいないかは別として、国際的なこうした条約について、ないしは協約を締結した締結国としての責任で、それを守っていく義務が生じるわけでございますけれども、最後に赤字で採択され発効いたしました。これは事実なのですけれども、これに基づく発効義務をどこかに入れていかなければいけないのだらうと思っています。これだけでいいというのであれば、また別のところで出てくるとしています。締結国の責務として、二つあるのだと思っています。

一つ目は、国、自治体、国民が法整備を努力して、システムとしてそれを確立すべき。これは、一生懸命やっているわけで、なかなか進まないというのは事実なのでしょうけれども、もう一つは、法整備されていない、未整備の状態の中で、でもそこを守っていかないと、人権侵害ないし差別が起きるといふ状況はいっぱいあるわけですから、それをこういう計画の中で、その趣旨を盛り込みながら対策を練っていくと。法律にはない、条例にもない、でも取組みとしてはしていかなければいけない、取組みに結びつくような計画にしていかなければいけない。そういう締結国の国ないし自治体、国民の義務が発生しているものですから、そこは一言申し添えていきたいと思っております。

どこにそれを入れるかということなのですけれども、2 ページの赤字の下のところに、締結国の義務を入れるのか、それともこの次のところ、つまり 3 ページのところには、各推進法やいろいろな法律に基づいて、この計画がありますよと言っているのですけれども、推進法や法律、計画の未整備の領域についても、この計画は網羅していかなければいけないわけですから、そういう意気込みをここで出すのか、いずれか一つかと思っております、これをどういう文言にするかということは、また、事務局のほうで検討していただければありがたいと思います。法律であれば、それに基づいてやっているのだよというだけではなくて、法律が未整備であっても、条約に基づいて一定の努力も、基礎自治体としてやらなければいけない、国民にもその義務があるということはどう明記するかということだと思っております。

(相庭委員長)

よろしいですか。今の話は大丈夫ですか。

(室橋委員)

即結論を出すという感じではありませんね。

(事務局：加藤)

その部分につきましても、第 3 回の委員会のご意見をいただきまして、検討しましたが、一応、この案としたことについての説明なのですけれども、そういうことではないという部分もあるかもしれませんが、まず世界、また日本も国連の国際連合憲章とか、世界人権宣言とか、国際人権規約とか、そういうものを示す方向に進んでいるということは事実であるとい

うことで、世界の動き、国内の動きの中にも触れています。その中で、やはり地方公共団体として、新潟市として作る計画でございますので、何を根拠、基にするかといえば、やはり日本国憲法であり、国内法であり、新潟市民憲章、自治条例とか、総合計画というものが基になるかと思えます。

そして、2点目としまして、国際人権規約につきましては、国内法との関係により、批准せず保留したり、独自の基準を設けているものもございますので、これをすぐ根拠とすることはどうなのか、難しいのではないかという部分がございます。

それから、3点目なのですが、世界の動きの人権規約等の示す方向と日本の最高法規である日本国憲法において人権尊重という部分がございますが、これが果たして違う方向を向いているのかということを見ると、同じ方向を向いているので、その部分でも日本国憲法、国内法という形で、先ほど言いましたけれども、自治体としての根本、基になる部分を位置づけていくのがいいのではないかと考えてございます。

さらに4点目としまして、先ほども法整備されていないという部分になるのですが、国内法に抵触することなく、市独自でできる範囲は何かということ具体的に考えると、例えば人権都市宣言だとか、そういったものになるかと思うのですが、これについてはまだその段階ではないのかなということがございます。差別防止条例とか、条例の制定というものも地方公共団体としてできるのですが、これにつきましては、やはり日本国内で差別禁止法というものがございませんので、そういった中で、国の動向、国内法との整合性を見ながら、やはり制定していく必要があると考えます。現にこの計画の中なのですが、障害者基本法の改正があって、これも基は条約のほうからきているわけですが、それを基に障害者基本法の改正があって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律ができて、それを受けて新たに市としても障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例制定に向けて努力しているということが、4ページとか、31ページに記載してございます。また、いじめ関係につきましても、いじめ防止対策推進法ができましたので、それを受けて新潟市のいじめ防止等の基本的な方針を策定したということが3ページと27ページの中で記載しているということで、個々具体的なものを記載しているような形で整理したということです。ですので、精神論の部分でおっしゃるように、それを入れたほうがいいのかどうかという部分は、またご意見いただきたいのですが、現実の問題として考えると、そういう個別具体的な部分については整理したということが、事務局案になっています。

(室橋委員)

今の説明も基本的には是としますけれども、例えば16ページの真ん中、(1)の最後の文書、もうすでに今、加藤さんがご説明いただいた内容は、かなり乗り越えた、理念的に崇高な文書



が入っているわけです。もっと言えば、江戸時代の安藤昌益が「自然真営道」を書きまして、その中で生物はさまざまな自然の摂理の中でこのように生きているのですよと。それを幕藩体制の当時の法体系の中で、もう対応できないという状況を説いているわけですがけれども、それと同じように世界の動きはこうなっている。国内法もこのように規定される。国内法を規定しているけれども、もう追いつかない部分がある。追いつかない部分も、わずか一つの文書ですがけれども、3行にわたる文書の中で、これは一応、そこを埋めるものだと思っているのです。もう少し文書を整理してもらいたいと思っているのですがけれども、この精神をここに打ち込んでいくということが大事なのだらうと思っているのです。

今ほど、法整備していつている国の動きもよく分かりますし、自治体としても取り組まなければいけないという課題として、今、できるかどうかは別として、そういう問題意識を持っているということもよく分かるし、それに向けて、こういう計画策定も含め努力していくという状況もよく分かっていて、なおかつもうすでに16ページでここまで表現しているわけですから、それを埋める努力を、この文書をもう少し丁寧にしていただければ、先に一応、了としたいと思っております。

(事務局：加藤)

具体的に16ページのどこでしょうか。

(室橋委員)

「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へと、相庭先生ご持論であります、権利主体としての人間をどう育成するかという大きな課題になっておりますけれども、そこにきちんと答えている計画なのです。最後の文書、しかしの後ろに点が欲しいところですがけれども、しかし今後の人権教育・啓発ではうんぬんとあります。この文書というのは、追いつかない法整備、追いつかない制度をこういう形で、自分たちとしてはこの計画の中で対応していこうと。これは意気込みが出ていると思っているのですがけれども、そういう意味で、世界の動きや国の法整備の経過、2ページ、3ページの動きをとらえていただければ、私は了といたしたいと思えます。

(伊原委員)

今の室橋委員のご意見に関連してなのですがけれども、私の意見としては、室橋委員のおっしゃるような記載は、ここですることは不要なのかと考えました。というのは、自治体、行政権は、法律に基づいた行政を行う必要があるわけです。条約等を批准したことによって、条約と法律、実際、法律がないところの齟齬が出てくるということはあるのですがけれども、ただ、法律に基づいた行政を行うことができる。その範囲でしか行うことができないというのが行政権なわけですから、法律の空白を積極的に埋めますということを行政権として述べると

いうことは、統治機構上できないのかと思います。行政としてできるとすれば、自治体としてできるとすれば、上位機関である国会なり、法律の制定を求めるといふ活動することは、当然できると思うのですけれども、今回の人権教育啓発推進計画というものは、自治体の基にある市民に対する教育啓発活動をあくまで念頭に置いた計画であって、上位組織に対する働きかけうんぬんというのは、この計画の対象外なのかと考えます。ですので、もちろん室橋委員のおっしゃることは重要だと思うのですけれども、この計画書に盛り込むこと自体は、あとで余事記載になってしまうのかと思いますので、盛り込む必要はないのではないのかという消極の意見でございます。

(小林委員)

45 ページを見ると、私はこの部分で、それが補えるのかと思ったのですけれども、2 の関係機関や民間団体等との連携・協働で、最初のすべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、ここでそういう取り残しもあるという可能性も秘めていて、だけれどもそのうえで、市民一人ひとりの理解と協力や関係機関との連携などで乗り越えようというような、この辺で補えているのかと思って見ていたのです。その辺のところはどうなのでしょう。その辺で十分なのかと思ったり、ここに言葉を足せばいいのかと思ったり、また違うのかと思っているのですけれども。

(事務局：加藤)

ありがとうございます。先ほど、室橋さんに確認といったところが、実はその部分になるのですけれども、具体的なものは伊原先生がおっしゃったとおり、あと小林さんがおっしゃったように、具体的なものということだと、こういう事務局案になる中で、精神論的な部分を盛り込むのか、盛り込まないのかが、そのポイントといいますか、議論いただく部分になるのかということになります。そこで確認として、室橋さんのほうから精神論を盛り込むべきだという意見ということでお聞きするというところでよろしいでしょうか。

(室橋委員)

精神論ではなくて、そもそも条約 27 条、46 条の中で、例えば、条約ではこういうことをやってはいけないよとなっているけれども、実際にはそこに法的な規制もなくやられていると。これはみんなでやらないことにしましょうという取り決めをしていこうという計画になる場合だってあるわけです。例えば、子供は親を選べませんから、例えば、無責任のご夫婦のところから子供が産まれたと。だれも面倒を見ない。面倒を見る法的な根拠もない場合にどうするのかというときに、ずっと基礎自治体がいろいろな形で面倒を見たわけです。その中から新しい法律を作り出して、法律の隙間を埋めていくという作業を自治体がやってきたことは確かなので、そういった差別を生まないように、そうした隙間を作らないようにすることが、この計画

の趣旨だと思っていますから、法律だからやるというわけではなくて、法律の根拠の上に乗ったうえで、法律の隙間を作らないようにしていくという趣旨を、私はこの16ページの中にあるのだと理解しています。別にそれが国に対してこうしろ、ああしろという要請をしていく、取組みに発展させていくという趣旨ではありませんから、あくまでも個々に起きた事象に自治体が対応することによって、新しい法律が生まれてきたという経過があるわけですので、そうしたことも含めて、この計画の中で対応していくという構えがほしいのです。あくまでも条約ができた。法律ができました。そして、設定しておりますと、法律の編み目については説明できておりますけれども、編み目から落ちていくものをどう拾っていくかということが、この計画の基本にあるのだらうと思っています。その根拠が16ページにきちんと盛り込まれていると理解しております、そこを上手にすること、それをネットワークでどうするかという具体的な取り組みということで、小林委員が言われたのだと思いますので、そういうことで補強していくということであれば、私は了としたいと思っています。

(相庭委員長)

大丈夫ですか、今の話は。

(事務局：加藤)

先ほどの16ページのところの具体的な場所で、しかし以降の部分ですけれども、この中でも、すべての人は人権の法制度にもとづきというような表現をしているのですけれども、逆にここが室橋委員的には引っかかるということでしょうか。

(室橋委員)

この文書そのものは少し直さなければいけないとは思いますが、趣旨はまさに見出しにあるとおり、「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へという大きな流れである文書ですので、権利主体というのは別に現行法制度、がんじがらめの決まり切った法制度だけを入れているわけではないと思っていますから、人権という大きな枠の中でのことですので。

(事務局：斎藤室長)

ここでいう人権の法制度というのは、国内法や条例のみならず、条約も含まれるという考え方でよろしいですか。国際的な条約で、広い意味でのと。そこをもう少し分かるように入れたらどうかという考え方でよろしいですか。

(相庭委員長)

大丈夫ですか。

(事務局：加藤)

少し考えさせてください。

(事務局：佐藤課長)

むずかしいのか、やはり事務局としては伊原委員がおっしゃったような形、結局、基本的に自治体ですので、その中で、おっしゃることは非常によく分かるのですけれども、その中で現実があって、その現実に向かってそれなりに法の中でいろいろなグレーな部分などでいろいろな努力をしていくということがあって、それが最終的な法になる、法が変わっていくということも分かるのですけれども、書きぶりとしては、この辺が限界なのかという気はするのです。おっしゃることは分かるのですけれども、それを言葉として盛り込んでいくということが、なかなか、それこそ今の書きぶりの中でも、その辺が行間で読み取れるから、それで精神的なという言い方をしているのですけれども、これ以上、踏み込むというのは、なかなか私どもとしては、難しいのかと考えておりますが、またほかの委員の皆さんはどのようにお考えなのかということもお聞きできればと思います。

(相庭委員長)

いかがですか。計画指針の基本的な骨格の部分の議論のような気がして聞いていたのですけれども、いかがでしょうか。私は、室橋さんの新潟県人権・同和センターに長い間、おつきあいをしていますから、理解できますし、僕はこう取ったのですけれども、要するに平たくこの文書を見ますと、法制度であるとか、思いとか、まるで機械の年表のようなものが貼りつけてあるだけで、ここを貫く理念なりを、新潟市の行政はどう理解しているのですかという質問だと思うのです。別にこれだったら、年表を貼りつけて、こうなりましたというだけでいいではないですか。だけれども、そうしたらこんな集まって議論する必要ないじゃないですか。なぜこういうことをやらなければいけなかったのかということ、そこを貫く理念、国際的な共通する理念。法制度ではなくて、共通的な理念を私たちの委員会はどう考えるのですかということ、文書とするとこの文書はやや軽いのではないかということが、室橋委員のご意見だというように、私は理解したのです。伊原委員の意見というのは、例えばその先に、だから差別防止条例を作れとかとなると、これはまた話が違ってくるので、そういう意見ではなくて、これがその理念としてどのようにとらえるのですかということをお説いたのだらうと。それが、理念として「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へと出ているのではないかと。つまり、人権論、あるいは差別問題というのは気の毒な人に対する手を差し伸べるという、もちろんやさしさは大事だけれども、そういう質のものではなく、一人ひとりが持っている本来の権利なのだ。だから、その主体を行使できるように成長することが大事ですよここに書いてある方針が出ているのだから、もう少しこの文書を基本的な方針を書くような思想を書いてもいいのではないのでしょうか。行政側が理解しているという姿勢を書いてもいいのではないのでしょうかという話なのです。こういった感じでいいですか。思想といいますか、理解ですね。行政の理解です。思想は行政が書けませんから。だから、この理念のバックボーンをどのように行政

として理解するか。

(事務局：加藤)

今一度、もう一回確認ですけれども、ポイントとすると2ページ、3ページの部分、または16ページの部分ということでしょうか。

(室橋委員)

そうです。また、人権というのは付録に見えるのです。例えば、国際的な動きについても、付録に見えてしまう。付録ではなくて内実なのです。これが考え方なのだと思うのですけれども、16ページの(1)の考え方というのは、しっかりここまでお書きになっているのですから。

(伊原委員)

現状の構成でもそのような市としての価値観なり、視点というものが示されているのではないかと思っておりました。2ページからの世界の動き、策定の背景というところで、それこそ年表を貼りつけたような形かもしれませんが、事実を淡々と述べていただいて、それを受けて14ページから計画の目的と基本的な視点ということで、目的の設定と基本的な視点というものを定めておられるので、おっしゃっている内容は満たされているのかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

(相庭委員長)

いかがでしょうか。

(室橋委員)

私自身は、少し弱いなど、先ほどから申し上げているとおり、法律があって、法律に基づいてこのようにやりますよということが本筋にあって、実際にはこういう考え方のもとでやっていくのだということが16ページに書いてあるのだけれども、まるで付録のように書かれているとしか、正直言って思えないのです。先ほどから申し上げているとおり、この計画というのは、端的に言えば差別をなくしていこうと。そうした差別というものは、いろいろな法制度のもとで谷間になって生まれてきたりとか、さまざまところで問題が出てきているわけで、そういったことを拾い上げて、きちんとそうしないような取組みとして進めていきたいと思いますという根拠を与えるための計画なわけです。法律だけで、現行法制度だけでがんじがらめにしていくような計画ではあってはいけないと思っておりますから、そういう趣旨で、例えば、16ページの(1)の最後の一文だけでもきちんと分かりやすく、丁寧に書くことによって、全体の流れをきちんと整えていくということは可能だと思っております。先ほどから申し上げているとおり、説明については了としたいと思っておりますので、そのところでの記述の仕方を考えていただければいいかと思っております。

(伊原委員)

今、室橋委員のおっしゃった人権問題は、すなわち差別問題であるとお考えだと受け取ったのですけれども、それは少し違うのではないかと考えております。人権問題の中に、もちろん差別問題が含まれて、それがかなり大きな問題であるということは同意いたしますが、人権問題の中には、差別の問題以外にもいろいろな種類があるはずで、児童虐待の問題ですとか、あるいはDVもそうでしょうし、差別以外の問題もたくさんあるはずで、その中で、14ページ以降の基本的な視点というところは、差別以外の事象も包含した全体的な視点で書くべき部分だと思いますので、その意味で、差別に関する取組みが薄いのではないかとご意見というのは、あまりしっくりこないように思います。なぜならば、それは差別に特化した視点を書いているわけではない部分だからです。

(室橋委員)

例えば、児童虐待とか、高齢者への虐待。私も自治会長が長いので、隣で赤ちゃんが泣いていると、正直言って気になります。では、早期発見、早期対応ということで何ができるかということで、いろいろなところでも相談しているのです。現行法制度の中で、ここからここまでやったらプライバシーの侵害だとか、いやここからこれ以上やると踏み込みすぎだということが出てきたり、非常に難しい対応になっています。そういうことも含めて、16ページの(1)は、そういう意味では、いろいろな切り口で、計画全体の流れの中に貫いて、いわゆる思想であり、理念なのです。これは当然、世界の動きの条例や、いろいろなところの条約や世界の協約なども含めて、何らかの対応をしなければいけない。でも、現実にはできない。根拠がない。そういったことに対応する考え方になっていると理解しておりまして、差別だけを焦点に言っているわけではありませぬので、そこはご理解いただきたいと思っております。

(相庭委員長)

司会をしているので、話を戻さなければいけないのですが、私はお話を伺って、室橋さんのおっしゃっている差別という考え方と法律のプロがおっしゃっている、今、上げた差別という考え方が、実はずれているのです。ですので、伊原さんの言っている差別という概念というものと室橋さんの言っているもののすりあわせをしないと、この話は進まない部分が正直ありますので、若干、すぐに片がつくというものでもない部分がありますから、伊原さんのほうは法定で争う概念としての差別という問題で攻めますので、室橋さんのほうは、法律を作る側の運動体としての差別で攻めますので、はっきり言ってずれているのです。それは、この委員会で、それが新潟市の人権というところを作るにあたって適切であるかという議論をする場ではないと判断しましたので、大変申し訳ないのですが、先ほど出てきた意見で、室橋さんのほうに簡単に、後でこのように直すというのではないかとご意見を事務局側に出していただきまして、事務局のほうにそれを読んでいただいて、それで採択ないしは検討なりする素材にして

もらって、またもう一回、案を練っていただくとするのが一番落ち着きどころかと思います。私の大学の演習であれば、夜中の12時までやるのですけれども、すべての事象をたたき上げて、これはこう、あれはこうとやることはいくらでも可能であります、今回は議論の時間ではないと思います。その議論はこれくらいで落ち着かせたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(神林委員)

差別ではなくて、先ほど、45ページのところの連携するとかとありましたし、市の姿勢としては、例えば13ページの人権文化というところの文書とかを見ると、生活に関わって、すべてを人権に関わることを見ていこうということが、私はこの辺でも分かるような気がするのですが、13ページの真ん中より少し下くらいでしょうか。このようにというあたりの、一人ひとりの人権が大切にされる新潟ということと、人権文化で人権が理念や法律基準として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中でということで、市民生活全体を見ながら、市民に寄り添って施策を組んでいくということが、こういった細かなところからは読み取れる場所はあるなという気はしています。

(小林委員)

印象的なことを言っているのであれば、順番などは変えられないのですか。第1章とか。例えば、先に計画の目的とということを持ってきて、そのバックボーンとしての作成に当たって、世界の動きとしていくと、はじめに第2章のほうを見れば、こういうことなのだ。それで最初に思いやりからやさしさへみたいなことを読んで、その後にそれをそのように考えたのが、世界的な動きとか、国内の動きというように読んでいく順番と考えると、ああそうなのだと、印象だけの違いで、最初にそれをすごく室橋さんは強調されているので、そうしたらけっこう重い感じで市民は受け取るのかと一瞬思ったのですけれども、ただ順番は変えられない、そういう流れがあるのなら、また別なのですけれども。

(事務局：斎藤室長)

章立ての順番については、特にこだわっているわけではないと思います。やはりより市民が分かりやすくアピールできるものであれば、ここにいろいろな冊子がある中で、人権って何とどこから始まって、世界ではこうですという順番もあろうかと思いますので、それは皆様のご意見で、こちらのほうがとなれば、それは全然こだわってはいりません。

(小林委員)

最初に世界の動きという、年表みたいなものというように、先ほど、おっしゃったので、ただ、そういうことが書いてあるのだと思うだけで読んでしまうのです。

(事務局：斎藤室長)

確かに取っつきにくいかもしれませんが、最初にそういうものを持ってくると。

(小林委員)

それが逆になったらもう少し取っつきがよくて、インパクトが強いといえますか、どうしてそのようになったのだろうか、読む側として思う。ただ、順番の決まりみたいなものがあるならば別なのですけれども。

(事務局：加藤)

決まりはないのですけれども、やはり国の計画とか、多くの計画がこういう形の流れになってきているという中で、新潟市も作っているということで、こういうことがあって、その後にこれが大事だよという流れになっています。

(相庭委員長)

この書き方はおもしろいですよね。世界人権宣言などもそうなのですけれども、ある人が突然言って決まる話ではなく、世界各国の生活の人たちの積み上げていって、その結果、世界の共通の公約数的なところで宣言が生まれてくると。そして、その宣言が逆に世界中に一つの物差しとして残って世界中の国々を縛っていくという動きで流れてくるわけですから、そうすると順番というよりも、私たち新潟県民の人権を作っていく動きというのは、世界の人権のいろいろな流れと連携して、新しい人権文化を創っていくのだという動きで書くと、また違ったトーンが出るのかとは感じました。ただ、順番を全部変えると、読むほうからすると、もしかすると新潟県のほうを先に読んでしまって、世界にくると少し読みにくいかもしれません。最後まで読まないで飽きたりして。何だかんだいっても難しいのですけれども。

(小林委員)

でも今の流れがあって、このような内容になるのでしょうか。

(相庭委員長)

世界的な動きが人権であるから、だからうちの国も人権は保障しましょうという思考形態というのは、最も反人権的なのです。だから、まず自分たちの中の権利を主張し、そして自分たちの生活を改善していく中で、こういうものが必要なのではないですかというところが各国から、地域から出てくると。それを国際的なものでまとめて、こういうところにしましょうと約束をして、遅れている国はそれを、それで進んでいる国はなお進めるという形で、国際人権規約というものを前に押しているというのは、基本的な流れだと思うのです。

それでは、大変難しいテーマで、仕切れず申し訳ないですが、その点については、事務局に、室橋さん、伊原さん、ご意見もあると思いますので、ラブレターを出してください。温かく建設的なご意見を期待いたします。事務局のほうもそれを基に参考にして、もう一度、直すところは直す、このままでいくところはこのままでいくという形でお願いいたします。

それでは、もう少し先に進みたいと思いますが、また別の箇所で大分、全体的な意見になっ



てしまっているのですが、お気づきの点はございませんでしょうか。

(室橋委員)

6 ページでよろしいでしょうか。赤字で書いてあるところで、人権が守られていないというのが31.5パーセントでしたということなのですけれども、全体も大体30パーセントくらいで、依然として3割の人がという趣旨だと思うのです。普通の総合計画であれば守られているというほうが少し上がったと。前回よりも11.8パーセント上がったということの評価するのは、普通の総合計画のくだりであれば、これでOKでしょうけれども、総合計画を補完する計画ですから、むしろ上のほうの守られていないのが31.5パーセントと、依然としてこんなにたくさんあるので課題ですよという書き方なのかということで、一言。

(相庭委員長)

いかがでしょうか。

(事務局：斎藤室長)

確認ですけれども、守られているは、若干上がっていると。依然として、まだ3割残っていますよという書き方をしてほしいという意味ですね。

(室橋委員)

そういうことです。

(事務局：斎藤室長)

検討します。

(室橋委員)

即決断を求めておりませんので。

(相庭委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(室橋委員)

それとの関連でよろしいでしょうか。12 ページになりますが、今後の課題というところで、ここところが赤字で書かれている、しかし以下なのです。多分、これはしかしではなくて、依然として31.5パーセントという、ここも書き方を変えていただいて、課題として挙げてもらおうと。そこも検討していただきたいと思います。

(事務局：加藤)

ここも14.6パーセント減った、要はよくなったという部分ということですよ。よくなっているのだけれどもということで、しかしを使っているのですけれども、だけれども実際はまだ差別と回答している人がいるしということで、しかしを使って、よくなっている部分だけではなくて、悪くなっている部分もあるので、今後、このようにしていきたいという形で整理し

たのです。

(室橋委員)

しかしの位置が違うのです。しかしをその上に持ってくれば。

(事務局：加藤)

14 ポイントと減少したけれども、まだ多いということが言いたいのです。それが課題だと。まだ3割もあると。だから、このしかしを何か別の言い方で、取ってしまってもいいのですけれども、そういう意味でしょうか。こちらのほうは、また話は別ですけれども。

(室橋委員)

それこそ、少しよくなって、このような結果になりましたと。でも、31パーセントは依然として残っていると。なおかつ人権という言葉のイメージうんぬんという言葉につながっていくのだと思うのです。この文書そのものが悪いというわけではありませんから。

(相庭委員長)

細かく読んでいくとしかしの意味が取れるのだけれども、ぱっと読んだときに逆説になってしまっているのです。しかしがなくても通じてしまうのです。

(室橋委員)

課題を鮮明にすることが、この計画策定ですから。

(事務局：加藤)

また検討して。

(室橋委員)

検討してください。お願いします。

(相庭委員長)

ほかにいかがでしょうか。13 ページのところのなおはいらなくないですか。13 ページ下から4行目、せつかく格好よくきて、連動するものですときて、なおという接続詞はおまけですけれどもという意味で、おまけですけれども、この計画は責務を果たすという意味もありますということは、少しどうかと思います。外してしまったほうが格好いいような気がします。ほかにいかがでしょうか。

(吉田委員)

先ほどの12 ページのしかしからのところなのですけれども、しかしとそしての間のところに入権を差別だと回答した人が1位と入っているのですけれども、それで比べると、人権が守られている社会だと感じている人が感じていないところと、今回の調査では人権に関する関心が3.0 パーセントと減少すると思ってということの人権が分からないという人も増えているということを行っているところの間に差別と感じている人がいるということでしょうか。ここの間

に差別と感じているというのがあって、人権という言葉が差別と回答した人が1位だということ、この間に、この文書を除くということではないのですけれども、大事だと思うのですけれども。差別と感じていることと、人権が守られている社会だということと、あと分からないという人が増えたというのは、関連されていることで、分からないと言っているということの意味で、差別がこの間のところに入るのですか。

(事務局：加藤)

差別というのは。

(吉田委員)

人権の侵害というのが、差別と回答した人が1位だったということと、だから人権に関する関心が3.0パーセントと減少していると。

(伊原委員)

よろしいでしょうか。今の吉田委員の質問に関連してなのですが、確かに今の並びだと、しかし、「人権という言葉のイメージ」は、今回調査も前回調査と変わらず、「差別」と回答した人が1位でしたという一文を入れる意味が分からないのかと。単に事実として述べるのであれば、このしかしは特にいらなくとも思いますが、そうではなく、何か意味を持って、あえて差別の回答について入れたというように読み込むのであれば、人権が守られているという回答が増えた、人権意識の高まりも少し見られるようになったにも関わらず、相も変わらず差別がイメージのトップに上がってくるという現状は、一考の余地があるのではないかという示唆であるのであれば、ここに入れる意味があると思うのですけれども、事務局としては、どういう意図で、この一文を入れたのかということを知りたいと思います。

(相庭委員長)

先ほどのしかしがなくても成立するのです。

(伊原委員)

そうなのです。単に事実を述べるという意味合いで、この一文を入れたのであれば、しかしは取るべきでしょうし、ただそこに意味を盛り込んでいる、データ以上の意味を盛り込んでいるのであれば、このしかしはあってもいいと思うのですが、ただ、その場合、言葉足らずかと思えます。

(事務局：加藤)

伊原委員のおっしゃるように、それにも関わらずこうだということが言いたくて、言葉上、しかしという言葉を使って、相反してこういう事実もあるのだよということを入れたのですけれども。

(伊原委員)

それであれば、しかしとそしての一文ですよね。この二文については、少し説明の補充が必要なのかと思います。

(相庭委員長)

素直に読んでしまうと、学生の卒論指導にもありましたけれども、素直に読んでしまうと、ポイントは減少しましたという、ここまでの文書はいいことなのです。それに対して、けれどもいいことなのだけれども、いいことの中身を見ると、人権に対して関心がある層と、無関心の層との間が開いてしまっているのです。これが問題なのだと言っているのです。そのように読めるのです。枝葉を取っ払うと。それで、人権に対して関心がある層と無関心の層に大きな開きが見られてきたことの問題性が、言葉のイメージとか、分からないとかが増えていくという説明になっていると思うのです。だから、言いたいことが、しかし以降三つくらい入っていて、それが一遍にあるから、しかしを取ると成立してみたり、しかしを入れると何だろうとなくなってしまっているような気がします。

(事務局：斎藤室長)

差別というのは独立させたほうがいいでしょうか。

(事務局：加藤)

いずれにせよ、意図することは、先ほど言った、いいことなのだけれども、それにもかかわらず、悪い部分がまだ残っているということなので、言葉の整理をもう一回、させていただきます。

(相庭委員長)

お願いします。これは、委員会でも意見が割れることなく、皆さん分からないというところで一致していると思います。ほかにいかがでしょうか。

(田邊委員)

14 ページの「人権教育・啓発」の定義のところなのですが、赤字のところではないのですけれども、上から4行目から第2条の後です。教育と啓発の説明をしているようですが、これは必要なのでしょうか。

(事務局：加藤)

あくまでも定義としてこうだということを明らかに明記しないということですので。

(田邊委員)

そのためにということですか。

(事務局：加藤)

そのためです。言葉がぶれないようにということで定義したいということで入れてあります。

(田邊委員)

その後ずっと説明がありますので、改めてどうかという気がしたのです。

それともう一点、15 ページの一番下のところで、人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づけるとありますが、これは16 ページのほうにも出てくるのですけれども、どういう言葉で表現したらいいか分からないのですけれども、力づけるという言葉でよろしいのでしょうか。

(事務局：斎藤室長)

すみません、もう一度。

(田邊委員)

15 ページの一番下と16 ページの(3)に人権侵害された人々を力づけるとなっているのですが、この表現でいいのかどうか。

(事務局：加藤)

前回と同じ表現で、逆に言うと、赤字でない部分は、今の計画のとおりということで、それをそのまま継承しているということで、直していないということなのですけれども。

(小林委員)

救済とか、支援とかと書いてしまうとまずいのでしょうか。

(事務局：加藤)

この計画自体が、具体的に何を救済するとかというものを書くものではないので。

(小林委員)

では、言葉は応援、何なのでしょう。

(伊原委員)

多分、エンパワーメントを一生懸命訳そうと思われた結果なのかと思います。それをどのように訳すかは、ニュアンスの問題もあると思うのですけれども、恐らく意図しているところは、救済というような形で、上から引っ張り上げてあげるというよりも、人権侵害を受けているその人が自分の力で立ち上がるように、そのための支援をしようとする。単なる救済ではないという意味合いを持たせようとしているのかという印象を持っています。もし、その方向であれば、力づけるという表現は、私はすごく努力を感じます。もし、ほかにもいい案があれば、それは積極的に検討してもいいと思いますけれども、私としてはよろしいかと思っております。

(相庭委員長)

苦しい日本語なのです。だから、僕らもときどきエンパワーメントとそのまま使うのです。

(事務局：加藤)

それを用語集とか、後ろのほうに言葉をつけてというと、そこもまた何を書いているのか読み取れないということで、それをここに要約を入れて、継承する意識といいますか、計画性の

ところで補足をしていたのが、そういうことで伊原先生のおっしゃるとおりなのです。

(吉田委員)

でも、その力づけるの前に、傍観もせず一体となって考えてという言葉も書いてあるので、力づけるでもいいのかと。通じるかと。その前がなければ違うのかとは思いますが、決して特別な人ではなくて、一緒にというエンパワーメントの力をということなのではないでしょうかということは読み取れるかとは思いますが。

(室橋委員)

文学的表現なのです。

(相庭委員長)

でも、これは力づけるですよ。15 ページの下からリーガル・リテラシーというこの時点で一般的にあれっとなっているのに、その後、また出てきて人権侵害をされた人々をエンパワーメントするとすると、日本語の中に横文字率が高くなって、もちろん力づけるという以外にいい表現があるのであればいいのですけれども、僕も思いつかないので。努力を認めます。

ほかにお気づきの点、いかがでしょうか。ずっと検討しますと、大体 18 ページ以降という形になるかと思いますが、いかがでしょうか。18 ページ、19 ページ、20 ページと続きますが。

(室橋委員)

では私のほうから。身元調査についてのいろいろな課題、問題点が、この間、人権団体に私どもを含めて指摘をさしていただいております、行政が市民に対するないし、それは直接あるわけではないのですけれども、例えば採用試験合格者の提出書類を改めてはいますけれども、過去の経緯もあったわけで、今なお、まだ市の例えば市民病院入院患者、入院するときの手続きの申請用紙とかいろいろところで少し問題が残っていると、正直散見されるものですから、そういった意味でこの職員に対する人権教育、それから市のシステムに対する人権の施策の決定というのは、どこかに入れる必要があるのかと実は思っておりました。施策への徹底ということになるのかと思うのですけれども。この中だとどこに入っているのかという感じが正直しております。

(事務局：加藤)

21 ページの(6)の企業のところにはなっているのですけれども、公正採用の実施というところが赤字になっているのですが、従来現行のものはここが適正な雇用管理という表現でしたので、ここで修正して公正採用という形で表記をしました。

(室橋委員)

そうですね。採用だけでなく、極端な例を挙げますと、例えば入院する手続きのところ、信仰している宗教を問う欄が未だに市民病院残っているわけでありまして、食べ物のこと聞いて

ているのかと良心的には思うのですけれど、そうした問題が残っているところもなきにしもあらずですので、そこのところは一扫していくという考え方で公正採用選考だけではなくて。各種行政手続きという意味だと思うのです。今日持って来なかったのですが、事例もなくはないものですから。県内の市町村に対して政令市新潟ですから、その範を示すというのも一つ、公正採用選考だけではなくて行政手続きも含めて徹底できるようなことにしていきたいと思えます。

(相庭委員長)

いかがでしょうか。

(事務局：斎藤室長)

教育啓発の推進の中でどのようにとらえているかですけれども。

(室橋委員)

強いて言えば2のところは相談制度の充実とかいうことになっているのです。これは相談行政の充実なのですよ。相談行政だけではないだろうというのは次にまた言いたいと思っておりますけれども。行政の充実に関わることなのですよ。相談及び行政の充実に関わること。この2のところはどこかに入れる必要があるのだろうなど。

(相庭委員長)

いかがでしょう。

(事務局：加藤)

公正採用だけではなくて、各種行政手続きにおいて何を書くかということになってくると思うのですけれども。

(小林委員)

18ページの最後の文あたりというのは、そういうことには関係してないのですか。そこからつながるところというか、そこに何か加えて。

(相庭委員長)

そうですね。

(室橋委員)

職員の業務のところですね。ここに引っかければいいのか。ここだといいかもしれないですね。研修が中心になっているものだから。表題からしてもね。ここか2のところかなど。

(相庭委員長)

気づいたら職員からあげてもらおうというのが一番いいのですよね。職員の中で気づいたらどうなのだろうと、すぐにそれを検証して、まずいものは、まずいっていか人権侵害に関わるものはやめていくという、市の中の新組織を作るのは、ほかからの団体、ほかの人から指摘を

受けてというよりは、そういうシステムを市の中に作っていくという文化みたいなものが必要だという。

(室橋委員)

小林委員の言われるように1のところ、(1)のところ。

(事務局)

19ページの3行目あたりのところをもう少しうまく入れるかという感じでしょうか。日常業務を人権尊重の視点でとらえなおしてという、もう少し具体的に、公正採用入れるかどうかはともかく、各種行政手続きをしていく中の業務といったところに何か。

(相庭委員長)

多分一文を入れるだけでずっと違ってくると思います。小林委員のご指摘はぴったりです。

いかがでしょう。時間がなくてページがいっぱい残っているのですけれどもいかがでしょうか。そろそろ委員長としては急いで聞きます。

(室橋委員)

私もさっき言った相談のところ。行政の相談業務の充実というのが21ページの2のしいて言えば表題になっているのだらうと思っておりまして、実際に住民意識アンケートの中で誰に相談するかというので、9ページのところに結果が出ているのですが、身近な人に相談するというのがトップになっています。これは私も前の委員会でも発言させていただいたのですが、どういう身近な人たちを作っていくのか。つまり、ここは相談の充実というのは市役所の相談業務を充実するというだけでなく、多くの市民が相談に応じられるようなスキルアップをしていくという、市役所だけで全部対応できるわけではありませんから。そういった趣旨なのだらうと思っっているのです。そういう印象でここを作れないのかと思っっているのです。そういう考え方で。あらゆる人権問題を、市役所の相談窓口だけで全部相談できるなんて考えていらっしやるわけではないと思うのですよ。こちらにいる人権擁護委員の田邊さんだって、そういうところでみんな相談に乗っているわけです。そうした民間の努力と、いろいろな人たちが相談に乗りながら社会が形成されているわけですから、この計画の中においては、そうした市民の相談に対応できるスキルアップを勝ち取っていくということが重要な課題だと思うのです。ネットワーク化だけで済むわけではないと思っっていますから。

(事務局：加藤)

市の相談に特化したような形でスキルアップだとか言っっているけれども、市だけではなくてということの表現が必要だということですね。

(室橋委員)

特に(2)の関係機関のところネットワーク化というところと言っっているのだけれども、



申し訳程度なのです。

(事務局：佐藤課長)

関係機関との連携から始めないと、ここまでしか書けないと。

(室橋委員)

隣のかあちゃんは関係機関ではないですからね。自分たちの親御さんは関係機関ではないですから。

(事務局：佐藤課長)

すごく分かるのですが、それで具体的に何を書こうかと言うとなかなか。

(室橋委員)

私ら自治会長のところにいっぱい相談きます、はっきり申し上げて。

(田邊委員)

民生委員もそうですよね。

(室橋委員)

民生委員もそうです。私もみんな振りますからあれですけど。

(事務局：佐藤課長)

またそこでコミュニティとまた違うのです。

(伊原委員)

今、この項目だてにおいて、第2項が相談制度の充実と立てられているので、制度として書く以上、近所のおばちゃんの意識改革というのはここには書きづらいのかと思います。やはり、窓口の話だとか機関のネットワーク化、そういった分類を書くべき部分だと思います。そのお知り合いの方に相談したときにきちんとしたフォローが提供できる環境にしようということに関しては、書くのであれば項を改めて書くべきところかと思います。室橋委員おっしゃるように、困ったことがあったら、人権問題を感じたら知人に相談するという回答が多い、確かにそこについても触れるというのは意味のあることかと思う次第です。

(相庭委員長)

ありがとうございます。僕も全く同感で、相談制度のところに隣のおばちゃんと書くわけにいかないですね。民生委員と書くのもなかなか難しい部分があって。立ち上げたほうがいいような気がします。

(事務局：斎藤室長)

しいて言うと20ページの(5)あたりでさらに充実していく。

(相庭委員長)

そこをもうちょっと充実して書くということでしょうかね。

(事務局：佐藤課長)

人権文化って書いてあるから。人権文化を育むって書いてあるから。協働というキーワードが出てくるのですけれども、なかなか言葉で具体的に書くということになると、何を表現できるかという部分があるので、検討はいたしますけれども、今なかなかすぐこうだというのは出ないです。少し検討させてください。

(相庭委員長)

NPOとか、さまざまな民間団体があるじゃないですか。女性のネットワークスペースとか、そういうところとの相談窓口であるとかを頼っている人は実際多いわけです。だからそういうネットワークをきちんと市が掌握して、人権の問題を許さないような市民との共同体を作っていくのだというような書き方になると思うのですよ。部落問題とか、特に差別問題で言えば、反差別の文化って簡単に言うてしまうのですけれども、差別を許せないから人間関係を作るのだと、僕はそう言うてしまうから簡単なのですけれども、人権尊重というのはぼやっとしていて分かりません。だから、人権が侵害されるときに困った人が逃げ込める、行ける場所というものをたくさん見える化させていくということが大事ですということを入れていったらいいと思います。その中の非常に重要な中核の中に市の制度がありますとしていくと分かりやすいと思うのです。大体、差別、人権侵害を受けた人が徹底的にやられると、エンパワーメントする前に自分が悪いようなことになっちゃって、実際に相談に行くことなんてできないですよ。それをどうやって救うかという、まず自殺とか自死とかをしないように保護してやる。そして直接的に暴力や暴行を加えるDVであれば、その人から離して、そしてエンパワーメントさせて自分は権利主体だということが分かるようになり、さまざまな迫害に対しては自己主張ができるようにさせてもとに戻っていくというプロセスです。そのときに、例えば相談制度の充実だといっても相談制度のところにはこれがないわけですから、そこをちゃんと包容するようなネットワークを作る必要が、民間ネットワークも大事だということを書き込めば、今、言ったような意見は出ないような気がします。

(伊原委員)

ではちょっとそこに補足して。今の委員長のおっしゃってくださったのに情報提供を含めて述べさせていただきたいのですけれども。人権問題がまず自殺問題に続いていくですとか、あるいは自殺は最大の人権侵害であるという、そういった関係の中でここにも書いてある心の健康センターと弁護士会ですとか保健所ですとか、各機関が連携して自殺防止対策の取組みというものを、三、四年前くらいから始めております。ヒューマンライツプロジェクトという名前で、弁護士会が最初に旗を振って、市の方とも協力させていただきながらやっておるのですけれども、定期的に相談会、心と暮らしの総合相談会という名前だと思うのですが、正確な名前

は調べていただきたいのですが。定期的に今、市と共催で相談会を持つようなところにまでできています。実際、そういったネットワークが構築されつつあるので、もしこの部分の記載を充実させるにあたってそういった事例があることをご参考までに情報提供させていただきたいと思います。

(事務局：佐藤課長)

ありがとうございます。

(相庭委員長)

だんだん書けるようになりましたね。

(事務局：佐藤課長)

その辺を勉強してやってみます。

(相庭委員長)

結構たくさんありますので。それでは先に進みたいと思いますが、24 ページ以降いかがでしょうか。分野別人権施策の推進。

(室橋委員)

女性のところで、24 ページの冒頭2行なのですけれども、ありました、ありましたという何か昔々の話みたいに書いてあるのですけれども、現実にも今も続いているという書き方のほうがいいのではないかと思うのですけれども。

(相庭委員長)

過去形にしないでくれというご指摘ですね。

(室橋委員)

ましたではなくて、続いています。

(事務局：斎藤室長)

まだ残っていると言えいいのでしょうか。

(小林委員)

国会の議会ではないですけれども。

(室橋委員)

検討してください。

(田邊委員)

30 ページの障がい者のところなのですが、これは完全にプリントの関係だと思いますが、障がい者のがいが漢字になっているのが多いかと思うのですが、そこはひらがなではないかと思うのです。

(事務局：斎藤室長)

30 ページ。

(田邊委員)

30 ページ、31 ページと続いていますけども、障がい者の漢字。

(相庭委員長)

ありますね、ずいぶんね。混在しています。

(田邊委員)

ずいぶん入っているような気がするのですが。

(事務局：斎藤室長)

日本の法制度の中では、障がい者のがいは漢字を使っていて、新潟市、各自治体の中では使い方が自由だということで、新潟市の場合はひらがなを使っています。法律の名前を出すとすれば漢字を使います。

(相庭委員長)

障害者権利条約というのがそのまま抜いたという話ですね。

(事務局：加藤)

障害者基本法なり何なり、法律の名前を出すのであれば漢字になってしまいます。新潟市が定めるものはがいをひらがなにすると。

(田邊委員)

いい勉強になりました。

(相庭委員長)

固有の名詞は変えられませんからね。

(事務局：斎藤室長)

各自治体においては漢字を使っているところもあればひらがなを使っている場合もあります。それは自治体の判断であると聞いております。

(室橋委員)

女性のところも含めて次々に出ていたところは言わなければいけないのですが、特にこの女性の24 ページのところ、もうすでに新潟市はやっていることなのですから、例えば企業の入札の中で社会貢献の項目の中に女性の管理職への登用だとか、そういったところまで含めて入札のときの企業を評価していく材料に入れてきているのです。そういった意味では行政としての取組みとしてこの男女共同参画の取組みというのは、現実に進めているわけですから、そこはきちんと強調したほうが、私いいと思うのです。新潟市の施策として始めているわけですから。

(相庭委員長)

どうですか、今の話。

(室橋委員)

あまり強く言いたくない。強調したくない。よその市町村に対して。

(相庭委員長)

入札まで規制するというのは強烈ですからね。

(室橋委員)

もうやっていますから、新潟市は、現実には。

(相庭委員長)

そうなのですか。

(室橋委員)

ほかの市町村でもそれを見てハッピーパートナー企業を優遇するとかいうところまでしていますから。

(事務局：加藤)

入札資格の中で見たときに、こういうことをやっているところを選んでというか、そういうような基準を持って新潟市のほうで見ているということですね。

(室橋委員)

別にそれをそのまま入札どうのこうのということではなくて、市の取組みとして関心を持って取り組んでいますということは自信を持ってここに書いてもいい話だと思いますので、入札でこうしていますなど詳しく書く必要はないと思うのですが。それをもっと広げていかないといけないことだと思いますから。

(事務局：斎藤室長)

それ言うと障がい者の雇用率とかも入札に関係するのでしょうか。その辺も聞いてみないと。

(事務局：加藤)

雇用の部分とか、いろいろな部分がみんな関連してきます。

(相庭委員長)

あと表現で、もし間違っていたら申し訳ないですが、性別役割分担意識と言うのですか。

(事務局：斎藤室長)

どこですか。

(相庭委員長)

これまで女性は女性であることを理由に差別や不平等、不利益なことが多くありました。その後、その根底には性別役割分担意識がありという。性別役割分担意識、性別役割分業って僕らは教わってきたのです。性別役割分業の意識とはと聞いたのです。別に大きな意味はないと思うの

ですが。

(事務局：斎藤室長)

後で確認します。

(相庭委員長)

別にこれで新潟市がよければ、異議申立するつもりはないです。

(田邊委員)

それと 34 ページの同和関係のところなのですが、全体、新潟県内における認知度とかそういうのが出ているのですが、市内における認知度というのはいかがなものなのでしょうか。

(相庭委員長)

データがないのではないのですか。

(田邊委員)

ないのですよね。

(事務局：加藤)

前回の調査はそもそも同和問題を知っているかでした。それを今回の調査では、日本社会で知っているか。あとは身近なところというか、県内でというようなくくりで調査していますので、新潟市として特化しては聞いていないのでデータがないのです。

(田邊委員)

市の計画案なので。

(伊原委員)

ただ、実際にデータとして取ってないものは載せることはできない。

(田邊委員)

載せられないのだけでも、あったほうが分かりやすかったのではないかと思うのです。

(事務局：加藤)

市民意識調査の質問事項で、市民の方に聞きましたと。日本で起こっているのを知っていますか。それで新潟県内でも同和問題が起こっていること知っていますかということを新潟市民に聞いている。

(伊原委員)

なので、今の田邊委員のご主旨としては、先走るようで申し訳ないのですけれども、実際にアンケートの項目に含めていなかったのが、新潟市内における同和問題の認知という項目は入れることはできないと思います。今度、次回以降、アンケートを取る際には新潟市内における問題の認知という項目を加えることを検討されたらどうかというご提案だととらえてよろしいのではないかと。

(田邊委員)

ありがとうございます。

(事務局：加藤)

その点は今回、皆さんにお集まりいただいて、意識調査の項目のときにその話は、今まで言ったように日本、それから身近なところ（新潟県内）にということで、新たに新設して聞いたかどうかということでしたので、今回、あくまでもこの結果ということになりますけども、次回また、意識調査にあたって意見をもう一回、伺うことがあると思うのですが、そのときまた検討させてもらうようにと思いますので、お願いします。

(相庭委員長)

よろしいでしょうか。ではほかにいかがでしょうか。

(室橋委員)

29 ページになります。高齢者のところなのですが、前の会もお話申し上げたように、多分、高齢者というくくりでは今回、これは最後になると思っておりますけれども、どうも少数の高齢者を子供や親戚縁者、近所の人たちがみんな向き合うということを前提にした書き方だなと思っております。今、少子超高齢化社会になっていて、私も60歳を越えました。ほとんどの人たちが60歳を越えているわけで、社会の担い手といえますか、高齢者自身がもうすでに社会の担い手になっていて、そういうことを前提に、例えばお互い年がいつているけれども、助け合うということを前提にした書き方に書き換える必要があるのかと思うのです。ずっと見ていくと、確かに福祉や医療を必要としていて、介護などが大変な高齢者に対しては暴力を伴う虐待が起こったりということは確かにあるのだろうと思っておりますけれども、もう一方で意識調査を見ても、社会の担い手として認めてほしいという結果だと思うのです。十分な働き場所がない、自分の力を発揮する場所がない、そうしたところを何とかしてほしいということがアンケートの中にもしっかり出ているわけでありまして。それは少数の高齢者が困っているというのではなくて、圧倒的多くの国民の層をなしている高齢者が果たす役割と、その中でお互いに助け合うということを、ここはそういう考え方で記述すべきところかなと思っておりますが、そのところどんなものでしょうか。

(事務局：加藤)

結論から言うとご意見はちょうだいいたしましたということです。というのは冒頭で申し上げましたけれども、各分野それぞれでここを検討してもらっていますので、私のほうで今そうしますとは言えない部分がありますので、ご意見があったということで、そのうえで検討してもらおうという形になるかと思えます。

(相庭委員長)

今回の調査を前提にして書いていますから、そうですね。だから今、室橋委員の言われたことは、次回以降になります。これで基本いいのではないかと。ただ、高齢者を少数派と見たりしているという見方というのはあと3年か4年するとひっくり返ります。

それから、もう一つは、高齢者問題というものをとらえるときに、年齢の差別の問題としての視点が弱いと思うのですよ。能力のある、働けるかに関わらず、新潟市役所は60歳ではっきり言うと退職金という手切れ金を渡してクビなわけですね。それで男性として育てられてきた職員の多くは家に帰ってみると粗大ゴミ化するわけですよ。なので、差別ゆえですよ。皆さんが悪いのではないのです。そういう差別社会で生活者としての能力を剥奪されて戻されるわけですから。そうするとそこでまた第2の人生だと思くと、再就職つまり人としてまともに生きようと思う方向性が剥奪されるわけですね。そうすると、考えてみると高齢化社会というのは、家の中に閉じこもった気の毒な高齢者だという話ではもう済まなくなっている状態だと。そうすると、今回、取ったアンケートはこれでいいのですけれども、次回からは枠組みを変えたアンケートを取る必要があるのではないかと思います。余計な話をすいません。

いかがでしょう、もう時間が時間なのですが、お願いします。

(神林委員)

30ページの障がい者のところなのですけれども、全面的に書き直しをされて、今までの計画というのは障がい者福祉の説明的なことが多かっただけで、整理されたのだなと感じましたが、ここだけちょっと書き方が違うかなという気がします。今までのところの、例えば高齢者だとか子供のところだと、今回の調査結果が書かれていて、この状況を踏まえてというような形で書かれているのですが、この部分については、31ページのちょうど真ん中くらいでしょうか、いずれも4割となっていますが、また条約が出てきてというので、書き方が少し違うのと、もう一つ、前回よりも具体的ではなくなっているなという気がします。なので、これらの状況を踏まえてのところをもう少し具体的に書いていただいたほうがいいのかと思いました。

(事務局：加藤)

同じ答弁になるのですけれども、所属のほうにお話ししたいと思います。ただ、障がいのところが、先ほど言いました、今、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例やっております。その関係もあってうまい言葉、それに合致する言葉がまだできていないというか、進行形なものですから、どうしてもこういう表現になって出てきたという部分があるということはありませんが。

(神林委員)

ただ、調査結果が出てきているので、何かそれに関連、せっかく調査をしているのに大きな言葉でくくられてしまうところがあるので、少しそれをうまくつないでいただけたら



いいかと。

(事務局：加藤)

今の計画が、障がい者の計画ができていれば、その言葉を引用して整合性を取ってみたいなことができるのですが、向こうも進行形で、こちらは先をいって進んでいますので、なかなかそのところがありますので、伝えますけれども、ご理解ください。ありがとうございます。

(事務局：斎藤室長)

せっかくの調査結果を踏まえての記述がないというお話だと思うので、相談してみます。

(神林委員)

読む方はそういう事情、計画作成中ですというのはずっと書いてあるんですけど。

(事務局：斎藤室長)

そうですね。ありがとうございます。

(相庭委員長)

はい、お願いします。

(田邊委員)

42 ページの刑を終えて出所した人の項なのですが、ここはたった4行だけで収まっているのですが、何かもっと言葉がないかという気がするのです。犯罪被害者についてはいろいろとあるのですが、刑を終えて出所した人たちのことについては一般的にあまり触れられていないのが残念に思います。何をどうということは分からないのですが。

(事務局：加藤)

刑を終えて出所した人ということになると、関わる人、そこだけだというわけじゃないんですけど、保護司とかという形になってきますので、むしろ法務省の管轄のほうが強いので、その中で市がどれだけということになると、表現していくことがなかなかむずかしいのです。この人を特定してこうしますとかということは言えませんし、社会、啓発の部分だけで、受け皿としてこういう人がいても、地域社会であたたく迎え入れるとしか書けないということになるかと思います。どうしても苦しくて、これだけということはないです。

(事務局：斎藤室長)

確かに地域社会だけがあたたかく迎え入れる土壌づくりというのに加えて、例えば家族だとか職場だとかそういう言葉が入ってきてもいいのかなという気もするのですが。単なる地域社会一言でいいのかと、何かもう少しやさしく書いてもいいのかとは思います。検討させてください。

(事務局：加藤)

社会を明るくする運動というものはあるのですが、それ自体は市として直接やっているものではないもので、検討させてください。

(伊原委員)

法務省との管轄という難しい部分は当然あるのでしょうけれども、ただ、市としての取組みも必要だと思われたからこそ、ここはわざわざ項目を設けて記載されているのだと思いますし、実際に必要なことだと思います。ですので、どのように表現するかとご検討をいただければと思うのですが、例えば、今おっしゃった社会を明るくする運動との連携ですとか、あとは市の新潟市内にも出所した方のための地域生活定着支援センターなどもありますし、支援制度などもありますし、そういうところとの連携について言及するとか、少し具体的な内容を盛り込むような形で記載すると充実するのかなと思いました。意見です。

(相庭委員長)

ありがとうございます。

(室橋委員)

私も出所した人の厚生に関係でいくつか団体に十何年間と関わっておりまして、企業や社会的いろいろな団体が関わって、いろいろな取り組みをやってきているのですよ、市内でも。全国的に見れば、県が窓口になっていますけれども、出所した後の職業体制だとかといったところも含めて連携も長崎まで見に行ってきましたけれども、そういった取組みをしておりまして、全国的にいろいろな取組みがされていますので、そうしたところをしっかりと着眼をしながら課題を明らかにしていくという対応しかないかと思っております。実際、私もいろいろな相談を受ける中で地元でもあります。非常に、例えば育成協でどう対応するのかとか、子供たちの安全を守るために、その人たちにどう対応するのかとか、非常に面倒な課題になってきていまして、突っ込んでの記述は難しいと思いますので、ただ少なくとも関係機関との連携なり、市民団体との連携ということくらいは載せてもいいのかという気がします。

(吉田委員)

刑を終えた状態で、出てくる前に介護状態になっている方も今いっぱいいるので、刑務所のほうで介護保険申請とサービスの充実を全部してから帰ってくるという方も最近は多くなってきているし、そういう連携も介護のほうとはできているので、その辺のところも盛り込んでいただいてもよろしいのかと思います。

(相庭委員長)

このことについては結構さまざまな地域の連携がありますし、実はこの問題、詰めると非常に重い問題が出てきます。例えば簡単に先ほどのをまとめましたけど、刑を終えて出所した人の家族に対する根強い偏見、その家族のケアをどうするか。もうすごい状態ですから、深く書

くこともできないとは思いますが、地域との連携があるということと、それから伊原委員が言っていましたようなネットワークもあるということと、そこだけは記述したほうがいい気がしますね。

すみません、司会の不手際でもう時間となってしまうのですが、あと、どうしてもここだけはという方いらっしゃいますか。

(室橋委員)

申し訳ない、3点だけ。検討していただきたいと思います。一つ目は先ほど障がい者のところで現在進行形なものでなかなか書き切れないのも分かるのですが、少なくとも今、課題になっているのは、合理的配慮についてどのように対応するのか。ものすごく難しい課題で今後も続く課題ですので、そのところと、差別的取り扱いへの対応、この二つが新しくできました、障害者差別解消法の大きな課題ですので、課題くらいは上げておいたほうがいいのかと思っております。これが1点でございます。

それから、41 ページ、拉致問題についてであります。国家犯罪ですから当然、早く返せというのは当然の話なのですが、むしろ帰ってきた後、時限立法で支援はされていますけれど、実際に帰って来た人たちがどういう生活になっているかという、いろいろな課題を抱えておまして、地域との関係でなかなかうまくいかないとか、いろいろな課題を抱えているものですから、返せ返せというのはいくらでも言えるわけなのですが、帰って来た人たちにどう対応するかというのは国内の問題ですから。そのところは課題としての認識だけは持っていく必要があるのかなと思っております。

三つ目は45 ページ、計画の評価と見直し。新潟市は年度ごとに一生懸命検証して頑張ってもらっているので、今日もこれ出ておりますが、検証目標みたいなものはやはり持つ必要はあるのだろうと思っております。例えば、今日、配られました平成25年度の人権施策の実施状況、今回、大変苦勞いただいて、私も人権展、頑張っていたのですが、その内容が16 ページの子供のところのイラスト展です。実はこのイラスト、私どもの人権展に掲載されたのですが、うちの町内にもその中に何人か含まれておりましたが、来ませんでした。実は知らなかったと。つまりどういう連携、どのようにしていくかということが、どうもはっきりしていなかったようなのです。本体の取組みの成果と導入効果とそれから副次的効果をどう見るかみたいところで、やはり検証目標をきちんと立てていく必要があるだろうと思っております。

(相庭委員長)

それでは以上で時間になってしまいました。有意義な討議をありがとうございました。まだこの点あの点という委員の先生方もいらっしゃいますので、メールないしは手紙で事務

局へ送っていただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上で今回の人権教育・啓発推進委員会を終わりにしたいと思うのですが、今後の予定もありますので事務局に一旦お返しします。

(事務局：斎藤室長)

相庭先生、うまくまとめていただきまして、誠にありがとうございました。それで、今回の追加のご意見等につきましては、メールや手紙、またファックスでも結構なのですが、事務局のほうへ7月28日(月)までとさせていただきたいと思います。

本日の意見並びに追加意見については、事務局でまとめ、内部的な庁内推進会議の関係課に伝え、それから直すべきものは直すという形で作成していきます。

その他ということですが、これから、スケジュールの調整をしていきたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。

今後のスケジュールを確認して、できるだけ、次回委員会日程を詰めたいと考えておるのですが、その今後のスケジュールは資料3をご覧になると出てくるのですが、こういった形で大体おおかた、冒頭むずかしい問題もあったのですが、かなりいい線までいったかと思っております。予定どおりで、あれば9月中に1回開催、さらに11月にもう1回ということになるのですが、できればこちら、その後の都合もありまして、あと1回で何とかまとまらないかなという甘い考えを持っているのですが、どういった感じでしょうか。ある程度、大筋は合意いただけただけのものだと考えているのです。今後の議会とか、パブリックコメントなどの都合等もございまして、かなりスケジュールがタイトになっております。できれば、何とか次回の委員会でもってパブリックコメントの原案までいければ、ありがたいと思っております。次回も若干の修正があると思うのですが、若干の修正をもってパブリックコメントを出していいよという話になればそれであと1回でとりあえずはいいかと。最後の確認、第7回委員会の3月という形で考えているのですが、皆様、お忙しい日程であると思うのですが、とりあえず9月上旬で一回開いたらどうかと思うのですが、皆様のご意見、よろしいでしょうか。

#### 【 日程調整 】

(事務局：斎藤室長)

9月16日火曜日の午後3時からということをお願いいたします。

(相庭委員長)

よろしいですか。では、以上で予定した議事はすべて終了になりますが、委員の皆さんからは何かございましたら、また事務局のほうに連絡を入れてください。よろしくお願いいたします。

では本日はどうも長時間ありがとうございます。今後ご協力よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。